

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休むとき
は、翌日
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 鳥取県国民健康保険団体連合会規約の変更の認可
健康保険法による保険医の登録
計量器定期検査の実施
- 有畜農家創設事業資金利子補給補助金及び損失補償金
交付要綱等の廃止
- 畜産技術振興事業費補助要綱の廃止
土地の用途廃止
道路の位置の指定
- 収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止
- 臨時教育委員会の会議の招集
- ◇ 公安告示 道路交通法による聴聞の実施

告 示

鳥取県告示第四百八十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第八十六条において準用する同法第二十七条第二項の規定に基づき、鳥取県国民健康保険団体連合会規約の変更を認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十六条において準用する同令第七条第二項の規

定により次のとおり告示する。

昭和四十二年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 変更事項

事務所の所在地

旧 鳥取市元魚町二丁目四番地四

新 鳥取市元魚町二丁目一〇六番地

二 認可年月日

昭和四十二年七月十三日

鳥取県告示第四百八十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十二年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登 録 年 月 日
木原 清	米子市上福原一、七五一	鳥医 一、二七一	昭和四十二年六月二十八日
巴道 紀三郎	東町九二	鳥齒 二六六	二 二 二 七 日

鳥取県告示第四百八十五号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百四十条の規定に基づき、米

子市の計量器定期検査を次のとおり実施するので同法第四百四十三条の規定により告示する。

昭和四十二年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査日 時	検査区域	検査場所
八月十七日 午前九時三十分から 午後三時三十分まで	米子市	住吉公民館
午後一時から 午後三時まで	"	加茂 "
" 十八日 午前九時三十分から 午後三時三十分まで	"	福米 "
" 午後一時から 午後三時まで	"	福生 "
" 二十一日 午前九時三十分から 午後三時三十分まで	"	車尾 "
" 午後一時から 午後三時まで	"	巖 "
" 二十二日 午前九時三十分から 午後三時三十分まで	"	春日 "
" 午後一時から 午後三時まで	"	五千石 "
" 二十三日 午前九時三十分から 午後三時三十分まで	"	尚徳 "
" 午後一時から 午後三時まで	"	成実 "
" 二十四日 午前九時三十分から 午後三時三十分まで	"	彦名 "
" 二十五日 "	"	崎津 "

鳥取県告示第四百八十六号

次に掲げる告示は、廃止する。

昭和四十二年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 有畜農家創設事業資金利子補給補助金及び損失補償金交付要綱(昭和三十三年三月鳥取県告示第七十一号)

二 鳥取県肉用畜畜導入事業補助金交付要綱(昭和三十五年十月鳥取県告示第五百五号)

鳥取県告示第四百八十七号

畜産技術振興事業費補助要綱(昭和三十一年三月鳥取県告示第四百八号)は、廃止する。

昭和四十二年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百八十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年七月十二日から用途廃止した。

昭和四十二年七月十八日

"二十八日 "	"	和田 "
"二十九日 "	"	富益 "
"三十日 "	"	夜見 "
"三十一日 午前九時三十分から 午後三時三十分まで	"	大篠津 "

公安委員会告示

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
 三 議題 1 公立学校長人事について
 2 その他

鳥取県公安委員会告示第三十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十二年七月十八日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十二年七月二十七日 午前九時三十分から

鳥取市東町 鳥取県警察本部内（県庁七階）

鳥取県公安委員会室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- | | | |
|---|----------------|---------|
| 1 | 鳥取市古海七四九の三 | 中 尾 国 男 |
| 2 | 鳥取市浜坂一三九〇の一八 | 井 本 克 夫 |
| 3 | 鳥取市南隈六〇 | 松 本 勝 利 |
| 4 | 鳥取市吉岡温泉町一二五 | 中 山 良 市 |
| 5 | 鳥取市湖山一九四七 | 松 保 静 享 |
| 6 | 鳥取市賀露一一八九の二二 | 松 本 鶴 蔵 |
| 7 | 鳥取市湖山一三五〇 | 溝 口 啓 介 |
| 8 | 鳥取市立川町五丁目一六五の一 | 草 加 弘 高 |
| 9 | 鳥取市中町五六 | 三 治 正 義 |

- | | | |
|----|-----------------|-----------|
| 10 | 鳥取市吉方三区六五八 | 石 井 健 三 |
| 11 | 岩美郡国府町大字麻生一〇〇 | 山 根 豊 実 |
| 12 | 岩美郡国府町大字高岡八九九の一 | 森 下 久 実 |
| 13 | 八頭郡郡家町大字下門尾四九 | 井 上 久 雄 |
| 14 | 八頭郡郡家町大字下坂四五二 | 山 本 展 弘 |
| 15 | 八頭郡郡家町大字下門尾二二の七 | 古 田 義 春 |
| 16 | 八頭郡若桜町大字若桜二七七 | 宮 田 義 豊 |
| 17 | 八頭郡八東町大字島一六二 | 竹 内 頼 治 |
| 18 | 八頭郡船岡町大字大江八五二 | 横 川 和 夫 |
| 19 | 八頭郡河原町大字佐貫三八六 | 中 村 勝 美 |
| 20 | 八頭郡智頭町大字奥本六一の二 | 古 田 健 三 |
| 21 | 八頭郡智頭町大字篠坂二〇三 | 平 尾 公 義 |
| 22 | 岩美郡福部村大字海士六四九 | 浜 本 新 治 郎 |
| 23 | 岩美郡岩美町大字長郷一一九の三 | 田 中 和 徳 |
| 24 | 東伯郡羽合町大字田後六七五 | 入 江 信 幸 |
| 25 | 東伯郡羽合町大字長瀬一一四〇 | 松 村 重 富 美 |
| 26 | 東伯郡東郷町大字羽衣石五一七 | 津 村 和 清 |
| 27 | 倉吉市清谷一二九四 | 岡 野 年 定 |
| 28 | 倉吉市北野天神上る七六一の六 | 中 口 武 徳 |
| 29 | 倉吉市広瀬一七四六 | 福 永 武 明 |
| 30 | 倉吉市下米積四三一の一 | 吉 田 道 典 |
| 31 | 倉吉市中江一三一 | 門 脇 弘 明 |
| 32 | 倉吉市服部七九二 | 杉 本 紀 一 |
| 33 | 倉吉市下田中二七九 | 森 本 幸 育 |

38	37	36	35	34
八頭郡船岡町大字船岡三八五の二	東伯郡東郷町大字中興寺三二二の五	倉吉市越殿町一五五八	八頭郡智頭町大字西野四五八の四	八頭郡八東町大字南三七九の八
藤原儀暉	野口 恵	横山 優子	浅見 健	竹内万須夫